

## 議案第17号

### 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動

後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</u></p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 <u>知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、交流館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び<u>その管理</u>に関する事項について定めることを目的とする。</p>

(1) 交流館の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、交流館の管理に関する業務のうち、知事のみ  
の権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、交流館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第6条 交流館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承

認を得て定める。

2 交流館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 交流館の会議室を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 交流館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(利用の許可)

第3条 交流館の会議室を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、交流館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、交流館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 交流館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 交流館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、交流館への入館を拒み、又は交流館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、交流館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、交流館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(行為の制限等)

第4条 交流館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 交流館の施設設備又は展示物を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)～(4) 略

(5) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、交流館への入館を拒み、又は交流館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第5条 知事は、交流館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、交流館を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 略

(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、交流館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(利用料金)

第11条 交流館の会議室の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用許可の取消し)

第6条 知事は、第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) その他交流館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の徴収)

第7条 交流館の会議室の利用については、1時間につき820円の使用料を徴収する。この場合において、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第13条 略

(使用料の減免)

第8条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(管理の委託)

第9条 知事は、交流館の施設設備及び展示物の保全並びに利用者の応接に関する事務を境港管理組合に委託する。

(規則への委任)

第10条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。